

(事務局)

初回の審議会でございますので、審議会会長の選任をいたします。

京都府食の安心・安全推進条例規則第6条により、会長は委員の互選によりこれを定めることになっております。

いかがさせていただきますでしょうか。

中坊委員に引き続き会長をお願いしてはと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

(全員) 異議無し

(事務局)

それでは、中坊会長にお世話になるということで、よろしく願いいたします。

これからの進行は中坊会長をお願いいたします。

(会長)

ただいま会長に選任していただきまして、大変重い役目をいただきましたが、2年間皆さん方とともに、京都府民の食の安心・安全を守るということで、お世話していきたいと考えておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それで、食の安心・安全に関わる問題は、これまで色々な課題、流行などがありましたけれども、最近少し落ちついてきたと思いましたが、油断しますとどこで起こるか分からない、そういう面を持っていますので、皆さん方と、この食の安心・安全審議会、色々なことについて討論しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、食の安心・安全条例第6条3項により、会長に事故がある時、又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するというので、東委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(全員) 異議無し

(会長)

ありがとうございます。

それでは、本日協議事項が1つ予定されておりますが、京都府食の安心・安全行動計画の骨子(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

委員名簿の次に、京都府食の安心・安全行動計画策定についてという資料がございます。まず、そちらの方からご覧ください。

この食の安心・安全行動計画は、京都府行政に関する基本的な議決に関する条例に基づき、京都府議会の議決を得る必要がある計画になっております。作成スケジュールとしましては、6月、9月、12月ということで、それぞれ議会で提出させていただいて、12月議会で議決を得ようとしております。今回は、9月議会に向けての審議ということでお世話になります。この審議会の後、パブリックコメントを経まして、12月議会に向けての再度の審議会をお世話になると考えております。

次に資料1をご覧ください。

資料1につきましては、1枚ものの概要版と本文となっております。本日については、本文に基づいて説明していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

I、行動計画策定の趣旨でございます。真ん中あたりに書いておりますように、今まで2次にわたります行動計画によりまして、鶏肉・鶏卵のトレーサビリティシステムや、きょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者が意見交換をするリスクコミュニケーションなどの実施を通しまして、食の安心・安全を確保するという施策目標をおおむね達成しつつあるという状況でございます。

しかしながら、昨年発生いたしました原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等の生食に伴う食中毒や食品表示におきます産地偽装の続発、輸入食品への不安などに加えまして、インターネットなどにより情報が氾濫し、その情報の信頼性の欠如といった食品の安全性に対する不安が一層拡大しているということがありますことから、これらの課題に対応し、食の安心・安全を確保する取り組みを一層強化することが必要であると考えております。

このような趣旨に基づきまして、IIの構成に書いておりますように、第1章から第4章にわたるこのような構成で計画を考えております。

次の2ページをお願いいたします。まず第1章ということで、食を取り巻く現状及び課題でございます。3項目について整理をさせていただいております。

第1項目は、原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

ということでございます。

昨年行われました、内閣府によります意識調査では、東日本大震災以前と現在の食生活について、「食品の安全性への不安」が増えたとする回答が26%あるなど、原子力発電所の事故の発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえるという現状がございます。

これに対する課題としましては、国と東北・関東などの17都県が、産地における検査を実施するなどの対策が行われておりますが、食品における放射性物質への不安が依然あるということから、京都府独自に実施しております、食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があると考えております。

次、2番目の項目でございます。情報の氾濫と信頼できる情報の不足が不安を拡大ということでございます。

内閣府が以前行った調査で、食品の安全性に関する情報源として、新聞が74%、テレビが46%と高かったわけでございますけれども、信頼度という面で言いますと、新聞が39%、テレビが18%となって、低い値になっております。

また、食品の安全につきましても、「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関するさまざまな情報が氾濫しておりまして、消費者におきましても、信頼できる情報を選択することが困難になっており、このことが不安を拡大しているという状況がうかがえます。

これに対する課題といたしましては、府としましても、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報の発信、府民との意見交換など、情報を共有し理解を促進するための戦略的な取り組みが必要と考えております。また、行政だけの取り組みにとどまらず、府民と協働し、府民ぐるみで食の安心・安全の取り組みを推進する府民参画の拡大が重要となっていると考えております。

3ページをお願いします。第3項目として、生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生でございます。

昨年4月の飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒では、5名の方が亡くなるなど、大規模な健康被害が発生しております。また、食品表示の面におきましても、平成22年度で、JAS法に基づく全国における行政的な指示、指導が71件ということで、食品表示偽装も引き続き起こっております。それから、輸入食品の面でも、国産冷凍ギョウザやインゲンへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、

添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品でも発生しておることから、今なお消費者の輸入食品に対する不安があるという現状があります。

これらに対する課題としましては、京都府として、食中毒や食品添加物などリスクに応じた効果的な検査を実施するとともに、食品表示の面では、食品パトロールなど、食品衛生法、JAS法その他の法令による行政の監視や指導を強める必要があると考えております。それから、事業者が行われる自主的な衛生管理やコンプライアンス向上の取り組みを進めることにより、より高いレベルの安全確保を目指す必要があると考えております。

第2章の計画の基本的な考え方です。

今、申しあげました第1章で掲げた課題を解決するために、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や事業者への監視・指導が必要だということですが、次のページに掲げております4つの柱を中心とした取り組みを進めていこうと考えております。

4ページがその4つの柱でございます。ここ以降、下線や網かけしているところは、現在の計画に比べて拡充あるいは新規に取り組もうとしているものでございます。この4つの柱については、5ページの第3章で説明させていただきます。

第1の柱の、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化でございます。枠囲みの中をご覧ください。

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っている京都府のモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続すること。国や関係機関の情報収集に努め、状況に応じて機動的な検査対応等を行うなど、放射性物質に対する安全管理体制を強化すること。その結果についても、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化して、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく分かりやすい情報提供に努めたいと考えております。

詳細につきましては、(1)放射性物質に対する安全管理体制の強化、下の方の(2)放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化ということで、詳しく書かせていただいておりますし、数値目標についても、ご覧のような目標を考えております。

6ページをお願いします。第2の柱の、食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大でございます。枠囲みの中をお願いします。

府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど、双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニ

ケーションの強化。メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の提供。子どものころから食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進。最後に、リスクコミュニケーションなどの取り組みを消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など、府民参画を推進するということを考えております。

詳細につきましては、(1) 情報提供の強化、次のページ (2) リスクコミュニケーション等の強化、それから8ページ (3) 食育を通じた食品の安全性に関する知識の向上ということで、「きょうと食農体験農場」や「きょうと食いく先生」の認定、開設を考えております。また、(4) 府民参画の推進ということの項目で詳細を書かせてもらっておりますし、数値目標についてもご覧のような形で考えております。

9ページの下、第3の柱をお願いします。監視・指導・検査の強化でございます。枠囲みをお願いします。

輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視を継続するとともに、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化すること。2番目としましては、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示の関係でございますけども、食品表示パトロール等での科学的検査を強化して効果的な監視をしたいと考えております。さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底したいと考えております。

詳細については、下の(1)健康被害防止への対応ということで、食の安心・安全に関する関係機関の連携と機動的な対応について記述しておりますし、10ページの真ん中あたり、食品衛生管理対策につきましては、生産段階、流通段階における監視・指導について記述しております。

11ページの下に行きまして、(3)適正な食品表示対策、12ページに行きまして真ん中あたり(4)家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の強化ということで、下線の部分に書いていますが、口蹄疫の発生防止のため、牛、豚など偶蹄類家畜を飼養する全農家を巡回指導すると書いておまして、それぞれ(1)から(4)につきまして数値目標を掲げております。

12ページの下、最後第4番目の柱、安心・安全の基盤づくりです。これは、第3の柱の監視・指導と相対するものとして、事業者への奨励、支援という側面からの項目でございます。

農家段階における農産物の生産工程管理手法、いわゆるGAPや、京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、畜産農家による家畜伝染病対策の強化、食品加工業者での加工食品の品質管理の向上な

ど、生産者・事業者の自主的な取り組みを推進、支援するとともに、京都府としてもその取り組みを積極的に情報発信するお手伝いをしたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、13ページの(1)安全な食品の生産・製造・加工及び流通確保ということで、農産物、イでは畜産物ということで、国内外の伝染病に関する情報発信や毎月の「10(テン)検の日」の取り組みにより、畜産農家の自主的な防疫意識の喚起ということを取り組んでいきたいと考えております。ウとしては、水産物、次のページに行きまして、エの加工食品等に関しましては、食品衛生推進員、食品衛生指導員によって行われております、事業者に対する助言・指導のほか、地域イベント等での啓発資料の配付や相談受付などにより、府民に対して食中毒予防啓発を進めていきたいと考えております。オでは、京のブランド産品など、カの学校給食では、学校給食における食中毒の発生を予防するための目標ということで、新たに掲げさせていただいております。

(2)につきましては、安心感向上のための取り組みということで書いております。真ん中のところの加工食品につきましては、府が定める水準の品質管理を行い、生産情報を開示する事業者の食品を登録する「きょうと信頼食品登録制度」がございしますが、その登録事業者の増加及びレベルアップを図りたいと考えております。

16ページの真ん中の(3)環境に配慮した食品生産等ということで、農産物における京都こだわり農法やエコファーマーの認定件数、特別栽培米の栽培面積を増やすということで、数値目標もあわせて掲げさせていただいております。

具体的な取り組みは以上ですが、17ページの真ん中、行動計画の管理・公表でございします。このようにして定めました行動計画につきましては、毎年の実施状況を本審議会での評価をした上で、ホームページで公表するとともに、翌年度の取り組みに反映させたいと考えております。

資料1の冒頭の要約版にお戻り願いたいと思います。要約版の裏のほうに、主な取り組みと数値目標をまとめております。

数値目標につきましては、中で細かくあったわけですが、現行計画39項目から48項目と2割増加させていただいております。そのうち新規につきましても、21項目を設けて内容の見直しを図っていくということでございします。①から④につきましては、先ほど言いました4つの柱でございまして、①の放射性物質に対する食品安全管理体制の強化は新規ということで、現計画では4つの柱の中で、今回この新しい柱立てをさせていただいたということでございします。ゴシックのところは、今回新たに数

値目標として設定したものでございます。②のところにつきましても、中身の中で充実とかゴシックとしている部分については強化するものでございます。

資料1の説明としては、以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今、お聞きいただいたような骨子ということで、数値の目標についても入っておりますが、委員の皆さん方からのご質問あるいはご意見がありましたらどうぞ。

最近の状況を踏まえて、新規の追加ということ、それからこれまで2回の行動計画の推進状況を踏まえた上で、これからの第3があるわけですが、何かご質問とかご意見ございましたらお願いします。

(委員)

昨年度に、リスクコミュニケーターの育成講座を受けさせていただいたのですが、講座を受けての感想ですが、これを受けて、府のほうは、コミュニケーションを図っていくとおっしゃっているのですが、何も動きが見えていないのと、その動きが見えていないものを、目標として現状24人のものを50人に増やして、この数値はどこから出てきているものかと、これを増やして意味があるのかというところに、すごく疑問を感じていますし、講座終了後も他の方とお話しをしましたが、今後どうしていいのかわからない。自分たちが育成ということになりましたけれども、どう動けばいいかわからないというような状態のものを27年度に50に増やしたとして、意味があるのかなという疑問を感じております。

(事務局)

リスクコミュニケーター育成につきましては、反省と課題があります。

リスクコミュニケーションと、それを進めていく人が必要ということで、それを担っていただく方をリスクコミュニケーターとして育成しようと、2年前から始めております。ただ、委員がおっしゃったように、その後の活躍の場、そこの環境づくりも含めて重要だと去年の時点で改めて思っております。

もとに戻りますけれども、これはリスクコミュニケーションという言い方になっておりますけれども、さまざまな食にかかわる情報について、ただ単に問題だということだけではなく、消費者の方を中心に、府民の方々が正

しく理解して正しく恐れると、きちんと対処するということが基本的に必要であろうと思っております。ただ、それが、ある程度そういった知識なりそういう訓練をされておられる方々は出来るだろうと思っておりますが、それでもなかなか広がりがないということで、リスクコミュニケーションの取り組みをやっていくことが必要だということ、情報提供の強化とあわせて感じております。

そういう中で、従来からいくと、行政が行うリスクコミュニケーション、これは食品安全基本法ができて以来の取り組みということでやっているわけなのですが、今までも食中毒などについては、一定効果があったと思っております。ところが、今回の放射性物質の関係について非常にわかりにくいところがある。理解がしづらいところがある。そういったことについては、やはり行政だけではなく、先ほど消費者団体との連携としておりますが、消費者団体だけではなく生産者関係の方も含めまして、もう少し広がりを持った取り組みが必要だろうと思っております。

そういった企画なり運営を担っていただく方という意味で、リスクコミュニケーターが必要だと思っております。それが、多少理念先行型なところがあつたと思います。そういう昨年までの課題も踏まえまして、やっていただける方の条件づくりとあわせて必要だと思っております。

逆に言えばそういうリスクコミュニケーターとしてなっただけの方、どういう方がいいのか、単なる一般府民ということではなく、例えば企業でお客様相談窓口をやっていただいているような方、また消費者団体でリーダー的な方々、そういった方々を含めまして、対象を明確にしてやっていく必要があると思います。環境づくりと対象者を明確にすると、そういったことを踏まえまして、もう一度ここに挙げさせていただいているということです。

確かにおっしゃった点、課題はあると思っておりますので、そういった点、こうしたらいいよというようなことを含めまして、今回でも、この場以外でもいろいろご意見賜ればありがたいなと思っております。

(会長)

リスクコミュニケーターを育てて、活躍の場をどのように設定するかということ、

(委員)

そうですね。また年齢層、ほとんどの方が男性であつたので、私は今子育て中ですが、子育てで食を担っている立場の人間はほとんど来ら

れてない。年配の高齢の男性の方ばかりのような状態で、女性の意見、一番とらなければいけないところにとれないということです。

(会長)

だから、その部分をどういうふうに。

(委員)

育成されるのかというところもあると思う。

(会長)

そう。出ていただけるかという、その部分です。

(委員)

そこもありましたが、その数字だけにこだわってしまうと、同じことの繰り返しなのかなと思います。

(事務局)

今までからこの計画のつくり方で、どうしても数値目標のところが目立ってしまう形があるというご指摘があります。こちらの方の思いとしては、数値目標というのは、何らかの計る物差しが必要なもので、そういう意味で一つのものとして挙げていると思っております。数値目標だけがすべてとは思っていません。そういう中で、今、リスクコミュニケーターという切り口でおっしゃっていただきましたけれども、情報提供のところですね、なかなか非常に難しいというのですか、工夫が必要だと思っております。そういう中で、もっとご意見を賜りながら検討していかないとだめだと思っております。例えばいろんな府民の方に参加いただくときにでも、今おっしゃっていただいたような、お子さんをお持ちの女性の方々も対象にするというようなテーマのものであれば、お子さんを預かることも含めまして、工夫が必要なかなと思っております。

もう少し具体的なところ、中で検討をしております、そういう課題意識は持っているということでございます。

(委員)

初めてで、よろしく願いいたします。

具体的なことではないのですが、例えば第1章の情報の氾濫と信頼の欠如と書かれているのですが、例えば情報を出すときでも、意外

と出されないのが、京都府でもいいし日本全体でもいいし、事件が起こったりリスク対応のときの情報と、基本的には日本というのは衛生だとかチェックだとか、安心・安全度というのが世界の中においても大体どれぐらいであるというようなことも、実は日常的に知ったりすると、何か起こったときに、そこの関係で、これはこういうふうに対処しようという心構えみたいなものができるかなと。普段は、自分たちが住んでいる国なりまちなりのことを余り知らないで、何か起こったときセンセーショナルに言われると、全てがどうなっているのですかというようなお問い合わせがあったりする時に、やはりもう少し日常的に揺らがない、そういう自分たちの地域なり暮らしの中の到達度を知るということも、これから必要なのかなと思っています。

会長がおっしゃった、本当に時代と流行という、例えば日本は本当にグローバルなものを食べ過ぎているような気もするし、それは食が広がっていいのだけれども、基本的によその国のものを取り入れるときには、少し違う考え方が必要ということが余りなくて、その場だけが広がっていくことは、ちょっと慎重になったほうがいいと思ったりもします。

そういうことを日常的に出していくと、何か起こったときの不安と日常的な安心感というのは、整理されるのかなと思いました。

(会長)

この、食の安心・安全の条例作成のときに、そのところが大きな課題になりました。それで、安心・安全というのをとことん追及していくのか、それとも現在の日本の食生活を考えた場合には、やはりリスクもあるのですよと、そういう情報提供をした上で、どこで折り合いをつけるのかと。何が何でも消費者が優先ではありませんよと。生産者から消費者まで、お互いに情報交換しながらどこで折り合いをつけていくかというところで我々の生活が成り立っているという認識は大変大事だと思います。

(委員)

先ほどリスクコミュニケーションのお話をされました。私、大変結構だと思うのですが、私もその点を少し感じていまして、例えば消費者団体との意見交換会をもっているのですが、その消費者団体がかなり固定化していつているのではないかなと思います。いろんな場所に、食というのは一番皆さん関心を持っていると思うので、それに対する取り組みもいろんな団体がしているという中では、もう少し広げながらやっていかなければいけないのではないかなと思いました。その辺を少し、

今後も考えていただいて、そして色々な消費者団体とコラボしながら色々な形のイベントあるいはリスクコミュニケーションの場を持って欲しいと思います。

そしてもう一つは、放射性物質の問題で色々な話をしている中で、やはり本当に今、子育て最中のお母さんたちの意見というものが、公的な形で聞く機会が本当になかったかなと思っています。基本的なところは一緒なのですけれども、せっぱ詰まった感想というものもありまして、どうして欲しいということも含めまして、この若い世代、そして子育て最中のお母さんたちの世代というものを、今後審議会のところに意見として反映させていくためにどんな方法があるかなと考えています。

給食問題、放射性物質の中で給食問題の懇談会、あるいはみんなで頑張ってみようという企画がありまして、今までもやられてきているようなのですが、教育委員会でやられているものというのは、ここでは成果あるいはどういうことをやりましたという形の話は余り出てきていませんが、色々な所でやられている分というのも、やはり網羅しながらここに反映、せっかく今回は企画の中に入っておりますので、結果とか中間報告という形で報告していただけたらいいなと思いました。

(会長)

今、ご意見ありましたように、確かに消費者団体との意見交換、そういう一言で書かれておりますけれども、これまでの固定観念というのを取り払って、運用というところで工夫していただいて、対象も考えていただくということですね。

それから、教育関係、来られているので、今回入れていただいていますし、この行動計画の実施が進みましたところで、また結果など報告いただけるとと思います。

(事務局)

消費者団体との意見交換会ですが、府民参画の一環として意見交換する中で、京都府としてその意見を施策に反映するという意識をもっと持ってやるのが、更にこれから必要なのかなと思っています。従来からそういう位置づけではあったのですが、そういう意識をもっと強く持つてということです。

今、委員がおっしゃったことは、本庁段階のものが中心のものかと思いますが、実は各広域振興局でも、消費者団体という形での意識を持っているかどうかは別にして、府民との意見交換会をやっております。そういう

ものも引き続き拡充しながら、そういう意識を持ちながらやっていきたいと思えます。

それから、放射性物質の関係で、若い世代の方を対象にということ、現実問題、なかなかお子さんをお持ちの方々、ご参加される場合色々な状況があって難しい場合があると思っております。ただ、そうは言いながら、京都府の職員が行かせていただいている色々な説明させていただき、意見交換する、出前語らいというような場を持っております。そういう中で、昨年何回かそういう場に行かせていただきました。お話しさせていただきの中で、子どもたちが走り回るような状況の中で、実際問題じっくり落ちついてというのが難しかったりします。それから放射性物質の関係について、大体2時間ぐらいの時間をとってやるのですが、それだけでは突っ込んだ話にはならないというのが実感でございます。そういった点も難しい状況はあるのですけれども、もう少しやり方の面の工夫も必要かと思っております。

それから、学校給食は、市町が中心にやっておりますので、京都府としては、色々な情報提供が中心になっております。そういう面で、こういうふうに京都府取り組みをやっているということが出しにくいところがあると思っております。

後ほど国の委託事業の報告もさせていただきたいと思えます。

(事務局)

学校給食の放射性物質に対する不安という部分でありますけれども、先ほど説明がありましたように、基本的には小中学校の給食は、市町の教育委員会が実施していますけれども、やはり保護者の方からの不安が現場に寄せられるということで、私どもからは、まずは正確な情報を提供して、それに基づいて説明をしていくということで、先ほどの国の17都県の状況であるとか、あるいは京都府が独自に検査をしております状況、まずそこをきちんと情報提供させていただきということをして市町と連携をとって行っています。本府においては、地産地消の取り組みが進められており、その中で、市町においては、毎月献立表を保護者にお配りするとともに産地表示をするなどの工夫がされております。

一方、後ほど報告しますが、この1年間の状況を踏まえて、給食についてのモニタリングをしていくことで、調査委員会も立ち上げ、実施方法等も検討していくことになっておりますので、常にいろいろな情報交換しながら、出来るだけ保護者の方に正確な情報を提供し、不安が起こることのないように努めているところです。

(委員)

全般的に言いまして、行政の方がつくられるのはまとまっているのだとは思いますが、府民の安全を守るのは、去年も言ったのですけれど、府民の安全を守るのか京都府産のもの安心・安全性を高めるのかという、2つあると思うのです。両方大事だと思うのですけども、結局限られた時間や予算の中でやっていくときに、どちらが優先されるかとしたら、今、食中毒とかで人が死んでいる中では、府民の安全というのが優先されるのではと思っています。

去年もこれを言ったのは、例えば5ページのところに数値目標がありますが、すけども、府内に流通しているものと府内産のもの、どちらが放射性物質の含まれている比率が高いのかといったら、やはり府内に流通しているものの方、他府県のものの方が可能性として高いと思うのですね。今回は、去年よりも大分比率を上げてもらって流通品の方の検体数を上げてもらっているのですけども、逆転してもいいぐらいではないかと思っております。内容的に言うと、私たち基本的には青果物扱っている会社なので、青果物を検査してもらおうと、すごくありがたいのですけども、リスク的に言うと、青果物よりも畜産物であるとかのほうが多分高いであろうと思えますから、比率も考えていく必要があると思っております。

それと、内容的に、府がやるべきことと国がやるべきことというがあると思うのですけども、例えば輸入品のチェックは、もちろん府でやってもいいと思うのですけども、国がメインでやるべきことかと。ここにもギョウザやインゲンと載っていますが、あれはテロに近いものなので、どうしようもない。どうしようもないといったら言葉が悪いのですけども、防ぎようのない部分もあると思いますので、府の部分として、国が出来ないところでどれだけ補完的にやるのかというのを考えていかなければいけないと思います。

最後に一つ、先ほどの給食の話で、実際に汚染されていると思われる地区の野菜などは給食には入っていませんよね。というのは、納める全検体を調べて検査をして、その検査結果が出るのは3日後とかになるのです。ですから、生鮮物で出して3日後に検査結果が出てやっと納めてもいいですよというものを納められるかという、まず納められないので、必然的にそういうところのものは遠慮してねというような風潮があって、良い悪いは別にしまして、結構給食の方には安全なものが供給されているのかなと思っております。

(事務局)

おっしゃっていただいていたことは、理論的にそのとおりだと思っています。

しかし、検査機器の対応の面で制限があります。流通食品の放射性物質検査につきましては、京都府の保健環境研究所でっております、精密検査、ゲルマニウム半導体の検出器、これを用いましてやっております。これにつきましては、精密な検査器械なのですが、昨年12月に食品専用のものを1台さらに増加させまして、定期的に流通する食品を採材して検査する体制を昨年末から整えています。膨大な流通食品の中から何を採材するかというところについては、やはり子どもたちの口にするものを中心にとすることで現在考えております。例えば昨年12月に粉ミルクの話もありましたので、それを真っ先にやったということです。ただ、前提として、先ほどおっしゃったように、そういうリスクのあるものについては、まず産地できちっと検査して、そういうものが流通しないように対応していただくという国の体制は出来ております。その前提で、念のためのという形の位置づけにしております。

それから府内産の農林水産物につきましては、これは基本的にはもう少し、実際には府内の主要農産物、それから産地ごと、収穫ごとということをやっていきますと、もう少し実際にこの数は少なくともいいのかもしれませんが、いろいろ地域ごとのご要望がございまして、市町さんのご要望をお聞きする中で、こういうような形でまとめておるということでございます。

(事務局)

検査の話、先ほどお話しありましたように、昨年度にゲルマニウム半導体検出器を研究所に置きました。それから牛肉については、中丹西保健所のほうに検査機器を置いて、それぞれ体制確保出来たということですが、検査の基準については、府内産農林水産物の放射性検査の機器は簡易検査機器なので、保健環境研究所に設置したゲルマニウム半導体の検出器でないと検査ができない項目がございまして、そういったもので時間はかかりますけれども体制をとっているところでございます。

数値目標だけを見れば、確かに300、400という数値が出るのですが、その中身については違いますし、万が一出た時は、この研究所で精密検査をするという体制をとっているところでございます。

(委員)

私は、この審議会に結構長く参加させていただいておりました、平成17年に食の安心・安全条例をつくられて、この審議会も色々な意見が活発に出て、うまく機能していて、京都府の食の安全行政というのはいままでかというところまで進んでいるなと思っておりましたが、この度の災害で、被災者の方が96人も食中毒になられるという食中毒事件が発生いたしまして、本当に大変だったと思うのです。その経験を生かして再発防止をしていく、もう二度とこういうことが起こらないようにしていくという観点で、この新しくつくる食の安心・安全行動計画ももうちょっと踏み込んだほうがいいのではないかなと思います。

そういう観点から見るとちょっと不明確でして、ここに挙がっている数値目標が、ほぼすべてその取り組みの数値目標が書いてあるのです。食中毒件数がどれくらいあったのを、どこまで減らすといった。結果の数値目標がほとんどありませんので、取り組みの数値目標ではなくて、結果の数値目標というのを入れていただきたいと考えるのが1つと、再発防止という観点から、もうちょっと盛り込むというお考えはないかなと。その点をお伺いしたいと思います。

(事務局)

今、委員からお話がありました、災害時の対応ですが、後でまたご説明させていただくことにはしてはいるのですが、色々な反省点も出てきております。そういったものを今後検証して、食の安心・安全に向けた取り組みを進めていきたいと中でも議論しているところでございまして、この食の安心・安全行動計画にどうしていくかというのは、検討はしていきたいと思っております。色々検証すべき事項はたくさんございますが、それを整理しているところでございます。

(委員)

先ほど委員がおっしゃった、リスクコミュニケーターを広げていくということも、将来的には、最終目標は食中毒を減らすことだと思うのです。だから長い目、大きな目標というものを入れる必要があると思いました。

(委員)

私、学校給食の関係をしておいて、今、全パンと農水省と文科省で、国内麦を推進しようということを進めております。それは北海道で「ゆめちから」という大変たんぱくの強い国内麦が出来まして、それと各県、京都ですと京都の府内麦と50、50合わすと大変いいパンができるという

国産の麦が出来ております。そういうことで、各県産小麦50とその小麦50で学校給食に対応していこうということを今、全国レベルで農水と文科省と取り組んでおります。

それが、ある時に農業新聞という新聞ですけども、その新聞に平成26年から国内麦を使用した学校給食のパンが実施されると、ちょっと載っただけなんですけども、その反響がものすごいんですね。放射能に汚染された小麦を何で使うのかと。ところが、農水省でも、それは放射能に汚染されたものを使わずに安全なものを使うのですけれども、ただ国内のものを使うということが新聞に載っただけで、大変なクレームが私どもの事務所に来ているのです。ちゃんと対応すればわかっていただけなんですけども、なかなかわかっていただけないところもある。出来るだけ消費者にわかりやすく説明してあげたら、わかっていただけなんですけども、その辺のことが、情報だけ先走って説明が遅れると、子どもたちの食べるものですので、父兄の方は大変心配されるということが、現実には、この一月ほどで経験しております。

それが今言いますように、京都もそのように、京都産の麦のこととか国内産の麦のことについて、やはり京都の方からもそういう質問も出てこようかと思っておりますので、その辺また、今後の問題ですけども、またよろしくをお願いします。

(会長)

今、ご意見ありましたように、委員から、京都府の食の安心・安全を考えた場合に、数値の結果が、他府県と比べる必要はないのですけれども、特に京都府として心がける必要があるという部分を、この程度まで減らすという、確かにそういう視点も必要かと。だから、それがなければいいのだけれども、今、ご指摘いただいたように、いわゆる拡大、拡大ということなのだけれども、一部結果の数字をもう少し上げるという視点が強かったように思います。だから、ご指摘いただいた結果で少し高いとか異常なものがあつたら、その部分を下げるという視点もちょっと考えていただきたいと思います。

最近起こりましたので、この準備のところではなかなか盛り込めなかったのだけれども、被災者が食中毒という、思いもかけない食の安心・安全が脅かされたという現状を踏まえて、どのような盛り込みができるかというのは検討すべきだと思います。

(委員)

先ほどの委員のご提案と似たようなものになりますけれども、食中毒の数を減らしますという数値目標と一緒にようなもので、ホームページも何回アップしますという目標値が立てられているのですけれども、これは回数さえアップすれば、27年度には100%目標を達成しましたということになるわけであって、このホームページを何人閲覧したのかという、現在の閲覧数とそれをアップすることによって、何%閲覧数を増やしますというような数値目標でないと、この数値は余り意味がないのかなと感じております。

先ほどのコミュニケーターの件もなんですけれども、育成をしてそれを運営していきますと言うならば、これをこういうふうに運営しましたという目標値がないと。これは開催さえすれば100%目標達成になるわけですから、そこら辺の数値も盛り込んでいかないと、この数字は達成するためだけの数値のような気がしてなりません。

(会長)

そのあたりの表現ですけれども、先ほども言いましたけれども、まず計画を立てて、その実施については年度ごとに報告を聞いて、その中身についてこの審議会で意見を交換して進めていただくということにはなっております。だから、最初からその部分をどのような形で盛り込むかという、質の部分の盛り込み方というのは大変難しい部分があるので、おっしゃるご意見は、事務局の方で考えていただくことにします。

(事務局)

今、会長からもお話しいただきましたが、アウトカムという言葉があります。こういう取り組みではなく、効果、成果測定というものをアウトカムという言い方で表現する場合があります。それが、例えばこういうような取り組みをやったというよりも、食中毒を何%に下げますというようなものがアウトカムという考え方だと思っています。できれば、そういったものをこういう数値目標に挙げるというのが本来なのだろうと思っております。

ただ、アウトカムの場合、測定方法が難しい場合があります。そういう面でなかなか挙げにくいという実態があります。府民が食品について、安全・安心だと思うパーセントというようなものも過去に上げていた経過があるわけですけれども、その測定方法について、難しいということがありまして今の形になってきた経過がございます。

そうは言いますが、先ほど会長から指摘していただきましたように、

色々な数値関係で、他県と比べるというのがいいのかどうかがあるわけですが、特に何か課題があるものをもう一度点検して検討してみたらとおっしゃっていただいておりますので、そういうことはしていく必要があると思っていますし、そういう課題意識は持っているのですが、なかなか現実問題難しいというところがあるというのは、ご理解いただきたいと思っております。

ただ、もう一つは、数値目標がすべてではないと思っております。当初は、他県もこういう行動計画、似たようなものをつくっている場合もあるのですが、こういう取り組みをこういう目標に向けてやっていきますとやっていくわけなのですが、京都府でも最初にそういう形で作りかけた時に、やはり何か数値目標も必要だということで最終的に入れた経過がございます。ですから、数値目標がすべてであるとか、我々も数値目標さえ達成すればそれで十分問題ないというような認識ではございません。例えば前回の6月の審議会でも申し上げておりましたが、情報提供の仕方について、回数とかそういったものについて数値目標は達成していたわけなのですが、それがどれだけ相手に伝わったかということについては、まだまだ課題があるなと思っておりますし、そういう認識のもとに進めていきたいと思っております。

(委員)

ただ、内閣府の食品安全委員会のほうは、そういうお話があった際に、データとしてホームページの閲覧数も出してこられましたし、こういう形でアップをしてこういうふうに意見を聞かれて、ホームページを改めて作り直しましたというようなこともやってらっしゃいますので、このあたりは国にもできますし、府でも数値として表すというのは可能かと思うのですけれども。

(会長)

はい。ありがとうございます。

生産、製造、それから流通、販売のほうからご意見ございませんか。

(委員)

委員からございましたように、96名の方、お盆の日ですか、食中毒の被害にあわれましたけれど、私のところも宇治にも店舗がございますので、近隣のスーパーないしは商店からおむすびを買って宇治市炭山地区へ届けられるとマスコミ報道で聞きまして、本当に私もびっくりしまして、即、

近隣の店舗へ電話を入れまして、弊社から買っていて無かった事を確認したので安心をしましたが、管理というのですか、もちろん緊急の事態ですんで、なかなか行政の方で指導というのか、そこまで監視、管理が出来ないのかわかりませんが、やはり宇治市と京都府とが一緒になって、こういう温度の時期ですから、もうちょっと迅速に指導、ヘリコプターでしたかね、ヘリコプターで持っていかれたということに聞いておりますけど、その辺のところは、起こってから次は気をつけると、次はどうだということではなく、即ち、数時間の時間、あるいは10時間ないしもう少し時間があつたかと思えますけれども、そのところは命にかかわることですので、もう少し迅速にやっていただいたら、こういう不幸なことが起きなかったのではないかと、そのように感じました。

(会長)

その部分については、また後でご報告いただくことにします。

(委員)

数値目標の話がさっきから出ているのですが、生産の関係で言えば、やはり数値目標で落ちつくのはこのあたりかなと思うところであります。ただ、ちょっとGAP手法が。14ページですね、GAP手法の導入農家数については、23年で450あったものを27年に1,500にするという話になっております。確かにGAPについては、私も効果的な農家の安全・安心に対する教育とか啓発のためにいいと思うのですが、やや消極的な数値かと思えます。

それと、あと3ページですね、計画の基本的な考え方というのがあって、キーワードが府民参画と協働となっています。このことについては、そのとおりで思っているところでもありますけれども、内容的に、府民参画という言葉は割合出てくるのですが、協働というのは、言葉としては出てきていないと思っておりますけれども、例えば8ページに、新規の取り組みとして、「きょうと食農体験農場」とか「きょうと食いく先生」の認定という、新しい事業を入れてもらったりしておりますので、この辺が協働の具体化のメインになってくるのかなと思っておりますので、もし時間が後でありましたら、少し取り組み内容を教えていただきたいなと思っております。

(事務局)

今の最後の食育の取り組みのところでございます。食育の方も計画をつ

くっているわけなのですが、具体的な取り組みということでやっていく中で、子どもたちを対象にした場合には、単に知識を伝えるというだけではなく、色々な体験、五感を通じた食育の取り組みが非常に大切であると認識しております。具体的にどうしていくのかということで、例えば子どもたちが種から農作物を育てて、場合によってそれで収穫した農作物を自分たちが調理して食べるというところまで出来ないかなと思っております。そういったことについて、実際学校の先生方にすべてやってもらうということになると難しいところがございますので、それを手助けするための方々、府民の方々でもやはりそういう知識、技能、経験を持って実際にボランティア的にやっておられる方々もおられます。そういった方々、例えば農業生産の達人であるとか、日本料理なんかの調理の達人の方々、場合によっては食品製造をやっておられる、職人技の匠の方、そういった方々を京都府として認定させていただいて、学校等に情報提供させていただいてマッチングする中で、そういう体験型の取り組み、学校での取り組みを支援できたらというのが、「きょうと食いく先生」という取り組みでございます。

現在準備を進めておりまして、色々な制度的な枠組みを今ちょっと準備しかけていて、出来れば今年度最初に20名の方が認定出来ないかなと思っておりまして、そういう中で関係するところとご相談を今、しかけているところがございます。その後、順次学校の状況も、調整させていただきながら、拡大なりできればと思っております。

それとあわせて、学校で農作物を育てる場ということも一部やっていたところがあるわけですが、さらにそういう場ということも、一定整備していく必要があると思っております。現実問題、府内のあちこちに市民農園という形でやっているところがございます。その中には取り組みがいろいろございます。単に募集して、つくったらいいよというところから、もう少し指導的なものも含めましてやっているというところもございます。そういう一般の府民の方が入っていただけるような市民農園、そういったところで食育の一定プログラムを持ったところ、そういったものを登録していく、これを「きょうと食農体験農場」と考えております。これも現在登録要件、一定の水準が必要かと思っております。今、策定作業を進めているところでございます。

ここで挙げているのはこの2つなのですが、もう少し食育関係の取り組みを一步前に進めるということを考えております。JAグループなり食品関係の団体の方々も、食育の大切さ、食農体験の大切さ、そういう取り組みをされておられます。そういったところと、一致するところについては

一緒に出来るような取り組みが出来ればありがたいと思っております、そういう形での府民参画ということも広げていきたいと思っております。

(会長)

他にございますか。

(委員)

今回の行動計画は、これまでのものより総体的に見て内容が充実しておりますし、数値目標についてもかなり意欲的な目標になっていると思います。要はこれらの取り組みを確実に具体的にどう実行していくかにかかっていると思いますので、例えば、市町村との連携を密にするとか、生産者・消費者・事業者との意見交換会は、情報提供のようなことを含めて、現場あるいは現場に近いところで相互理解を深めながら連携協調して実行するということが非常に重要なことだと思いますので、一言だけ申し上げます。

(委員)

初めて参加させていただきます。

京都ではないのですが、漬物、白菜の浅漬けでO157が発生して7人も亡くなっているということがありました。今まで白菜の漬物で食中毒が起こるなんて考えもしなかったことだと思うのですが、予想外の危険が起きているなどニュースを見て実感しているところですが、今回の9ページにも監視・指導・検査の強化というところで、リスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化しますと、傍線が引いてある場所は新たに加えられた部分かと思うのですが、もちろん色々な優先順位等はあると思うのですが、リスクの高い食品だけではなくて、可能性がある食品について検証しながら、府民への情報の提供も必要なのではないかと思いますので、そういう部分も、もし盛り込めるものであれば検討していただきたいと思いました。

(会長)

確かにそう思います。とにかく食中毒、病原菌というのは常におりまからね。だから、ちょっと油断すると出てくるという危険性は私たちの生活の場ではあるので、そういう方向で考えていただくことにしたいと思います。

(事務局)

今回の浅漬けの件ですけれども、色々情報を聞いておられますと、基本的には消毒剤の濃度が、本来きちんと記録してチェックすべきものが、たまたま大量の注文があったということで怠っていたことが要因のうちのひとつと聞いております。その他にも、O157が入った経路についても現在究明中のようですが、そのところは今の時点でははっきりわからないとされています。

事業者の方々のところできちっと手順どおりに間違いなく大切な工程をしっかりとやっていく、それを記録していくということがまず大切だということで、そういう中で京都府独自ですが、後ろのほうに出ております信頼食品登録制度という取り組みを進めております。15ページ、16ページですが、これにつきましては、府食品産業協会さんが中心になって進めていただいております。大きなお金がかかる工場の施設整備というよりも、今申し上げましたような手順を決めて、そこをきっちりとやっていく、記録していくという取り組みを進めるということが、この信頼食品登録制度だと思っております。そういったところをさらに進めるということで、やっていただくところを更に広げていく、またそういった取り組みを消費者の方に知っていただく、そういうことを今進めつつあります。

それとあわせて、ここでワンランク上と書いておられますが、一つ星、二つ星、三つ星というものを設定しております。現在は、まず、幅広い取り組みをできるだけ進めていこうということで、一番基礎的な一つ星というところを進めることを前提にしております。これも、今申し上げましたように、進めていくのと、又、消費者の方に知っていただくということをやっていると思っておりますし、あわせてもう1ランク上の取り組みも今回やっていきたいと思っております。確実な実施というところがなかなか、課題もあるとは思っておりますけれども、しっかりとやっていきたいと思っておりますのでつけ加えさせていただきます。

(委員)

水産の方としては、二枚貝の問題と養殖の問題でかなりカバーできると思うが、ただ、定期的にだけやっていたのでは、非常に変化が多いので、定期的に加えて臨機応変な対応もやっていただかないといけないと思っておりますし、シーズンがございまして、例えばトリガイなんかですと、連休前あたりからやっていますので、その前に徹底的にやるとかの臨機応変な対応をお願いしたいなと思っております。

それから、情報の問題が出ていますけれども、テレビとか新聞の情報がだ

めだというような書き方がしてありますが、そういうものはだめな部分もあるのでしょうか、それを京都府がどこまで補完出来るのかと。テレビと新聞の反応がこうだから京都府はこうしますといっても、それがカバーできるのかとか、テレビのこの部分がこうだから京都府のホームページでこれ言いましたよというふうにするのか、その辺もうちょっと関連づけて説明しないと、飛び過ぎじゃないかなと思います。

(事務局)

書き方がちょっとわかりにくかったかもしれませんが、消費者の方がどうやって適切に取捨選択して判断していくか、なかなか難しいところがあるかと思っています。そういう中で、京都府がそういったところをどれだけ取り組めるのかということになりますと、媒体、手法、取り組みについて限定されるかと思っています。これを何もかもやりますというのは、実際問題難しいかと思っています。1つは、国や各自治体が連携してこういった取り組みをやっていく必要があるかと思っておりまして、マスメディアの影響というのは非常に大きなものがありますし、場合によっては非常に効果的だと思っています。そういう中で、今回の放射性物質の正しい理解ということも含めまして、国の方に京都府としまして政策提案をしまして、マスメディアへの取り組み、そういったものをしっかりやっていく必要があると申し上げて、現実色々動いていただいているところであると聞いております。

京都府としてどういう取り組みが必要なのかということ、現在検討しております。先日は、消費者団体の方々ともその点について意見交換をさせていただきました。やはり、京都府で起こった事件であるとか京都府民に直接関係がある事案、そういったものに対する情報提供を中心にやっていく必要があるだろうということが大前提でございますけれども、そういう中で、6ページでも触れておりますけれども、対象者を明確にした情報提供の仕方、そういったものをどこまで出来るかというのはなかなか難しいところがあるのかと思いますが、京都府の取り組みとしてそういうところを、対象者を明確にして、提供する情報の内容、説明の仕方をもっと意識してやっていく必要があるということと、それからあともう一つは、双方向でという形にしております。これは2つ意味がありまして、1つは、一方的に情報を出しただけではなく、府民のモニターの方々からも意見をいただいて、フィードバックしながらやっていく必要があるかと思っています。そういう面での双方向。それからもう一つは、先ほどもご意見がありました、ホームページを更に充実させていく必要があるかと思っています。

すが、それだけではなく、そういったものでは十分ではない部分、たくさんの人に一斉に情報提供するという面では非常に効果があると思いますが、きめ細かなというようなことについては、やはり不十分なところがあるかと思います。そういったことについては、顔を合わせながら、意見交換しながらやっていく機会も更に増やしていくことが必要だと思います。そういう面での双方向ということと考えております。

そういうような形でやっておりまして、なかなか限界がある中で、今おっしゃっていただいたご意見も非常に大切なことであると思っております。一生懸命やっていきたいと思っております。

(委員)

1 ページのところの骨子の構成の、「はじめに」の次が、食を取り巻く現状及び課題として3 ページに書いていただいているのですが、恐らく17年度から計画を実施されている中で、例えば生協の組合員さんの現場で言うと、大変大きい変化、少子高齢化と、結婚しない世帯が増え、単身世帯で世帯数だけは増え、個食、孤立していくということで、先ほど世界的レベルから見たら、日本は本当に衛生管理とかのレベルは相当高いほうではないかと考えているのですが、事故とか色々起こってくる、ましてや所得が、若い方は大変低い方が増えています。余り高い値段を出して買うことが出来ない方たちにとっても、最低限の安心・安全や、消費者としてきちんと健康的に暮らしていただくということについては、平成17年度の時よりは大きく変わっていて、高齢化もすごいです、90歳になっても生協に入られる方が増えています。今までにはなかったそういうところで、本当にこれからの食の安心・安全をどう確保していけるのか。恐らくそんな方は消費者問題でもそうです、情報を全然見られません。どれだけコミュニケーションしてもね。大変難しいと思うけれども、情勢の中に、課題の中に、これからこの数年どうなるかということは、予測として入れていただくことが必要になってくるのではないかなと思いました。

(会長)

大変重要な視点だと思います。消費者の中身がかなり変わってきている視点を踏まえて作成をする必要があります。

ありがとうございました。これまでご意見いただきましたけれども、これを踏まえて、京都府においては最終案作成に向けての準備を進めていただきたいと思います。それで、最初のところに策定についてとありますように、本日の会議のご意見を踏まえてもう少し中身について精査していた

だいて最終案が出来てきます。それでパブリックコメントをいただいた上で、年末には審議会を開いていただくということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ではこの行動計画の骨子については、了解したということによろしいですか。

(全員) 了解

それでは時間も迫っておりますけれども、報告事項に移らせていただきます。それでは、事務局のほうからお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。報告事項といたしまして、最初に宇治市における食中毒の発生について、前の資料そしてもう1枚、黄色ブドウ球菌による食中毒についてと、後でお配りしました資料、この2つを使いましてご説明をさしあげたいと思います。

先ほど部長のあいさつにもありました、8月13日の宇治市内での大雨による災害がございましたけれども、その時点におきまして、宇治市で食中毒が発生しております。それは、8月15日に保健所に医療機関から通報がございまして、宇治市内での食中毒の発生ということ、食中毒疑いがございまして、保健所が調査したところ、宇治市が災害で配られました食品の中のおにぎり、これが原因とする食中毒と断定をいたしました。そして8月19日に記者会見を山城北保健所において行ったものでございます。その資料でございます。

宇治市に、再発防止のために食品の衛生管理の一層の徹底を、注意喚起をその日に市長に対して所長から行ったということであります。

調査、検査結果でございますが、午後1時現在と書いておりまして、初発は、最初に症状が出たのが8月15日午後8時半ごろでございまして、有症者は、宇治市の炭山で92名、池尾で2名となっております。現在有症者は炭山で94名、池尾2名、96名ということであります。入院患者につきましては、19日1時現在では6名となっておりますが、徐々に減りまして、現在、21日3時現在で1名となっております。快方に向かっているということでございます。主な症状といたしましては、嘔吐、下痢、腹痛で、原因物質としては黄色ブドウ球菌でございます。資料にございますように、人や動物に常在する菌でございまして、潜伏期が短いということで、吐き気、嘔吐、そして原因食品としましては、そこに書いてあ

ります、にぎり飯、弁当などで発症していると。原因食品といたしましては、8月15日に提供されたおにぎりで、製造された後に食べられるまでの間、食中毒細菌が増殖したためと思われます。

保健所では疫学調査としまして、炭山地区、池尾地区の住民に対して喫食状況調査や行動調査、発症状況調査などを実施いたしました。そして、また宇治市からも聞き取りを行い、営業者からも情報収集を行いました。その結果、先ほど申しましたように、おにぎりの残品ですね、これは炭山で残っていたおにぎりを災害対策本部で回収したその残品、それからまた有症者の方々の検便によりまして、黄色ブドウ球菌を確認しています。また一方、おにぎりを製造された宇治市内の施設についても立ち入り調査をいたしました。製造上、衛生上の問題は、特段認められませんでした。そしてまた、従事者の検便からも黄色ブドウ球菌が検出されませんでした。

以上のことから、製造施設からの原因とは特定をされておられません。この間、保健所それからまた本庁、府庁の生活衛生課を始め関係課そして研究所ですね、それから関係部局の山城振興局以外の保健所からも応援体制をとりまして、二十数名で土日でも対応する中で、木曜日から、4日間の間で食中毒についての原因菌の特定まで至ったということでございます。

この間、先ほど東委員の方からもご意見いただきましたが、行動計画の10ページでございますけれども、食中毒が発生した場合は、緊急検査を実施して原因を究明し、健康被害の拡大を防止しますと。これが今回の一つの事案かと思えます。特にこの夏場については食中毒予防推進強化期間ということで、7月から9月、これ京都府で独自で定めておまして、啓発あるいは立ち入り監視なども行っているんですが、その中で京都府独自としまして、食中毒注意報というものを発令しております。これは、高温多湿の状況の気象条件になった場合に、京都府として注意喚起のために食中毒注意報を発令しております。今日現在、第16号まで行っているのですけれども、ちょうどこの宇治市の食中毒が発生した時期、14日の10時に食中毒注意報第12号を発令いたしまして、宇治市の方にも情報提供をする、また局内でも情報提供して対応をしたところでございます。そういう意味で、注意喚起はその時点でいろいろな手法をとりながら対応してきたわけですが、ただ、実際のその災害の対策としましては生かされてこなかったのが実態ではないかと思っております。

宇治市の記者会見におきましても、衛生管理の基本的知識の不足や、食品取り扱いの指示の不徹底、それから早期喫食の注意喚起が欠如していた、又、災害対策本部の連携不足という点が報道の中でもなされたところがございます。京都府の山城北保健所長では、その辺の食品の衛生管理、早期

喫食について、市長に注意喚起をしたところであります。

以上、食中毒の発生についての報告を終わらせていただきます。

(事務局)

資料2をお願いします。これは去る6月府議会に提出いたしました、食の安心・安全行動計画(案)の概要でございます。ご覧ください。

次、資料3をお願いします。昨年からやっております、食品中の放射性物質の検査状況の概要です。流通食品と府内産農林水産物につきまして、それぞれ300検体、400検体という目標に従って検査を進めているところでございます。流通食品については、現段階で139検体を検査しておりますが、すべて不検出ということです。品目ごとの内訳は、枠の中に書いてあるとおりです。府内産農林水産物については123検体で、すべて不検出です。農、畜、水産物の内訳は中に書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

(事務局)

資料ナンバー4の学校給食モニタリング事業費と書いてある資料でございます。

本事業は、2の調査概要のところ、左側に給食食材、右側に学校給食とございます。この事業につきましては、文部科学省の国庫委託事業を活用して、学校給食について、食べた調理後の提供後の学校給食、それを、1食全体をミキサーでミキシングして、その固まりについて放射性物質、特にセシウムですけれども、これの有無を事後検査するものでございます。こういった事業は、昨年度は福島近辺の17都県で先行的に実施されていた事業でございまして、それが今年度になって全国で実施されることになったというものでございます。京都府におきましては、補正予算として6月議会において、この230万円という予算をお認めいただいたところでございます。

この学校給食の検査につきましては、書いておりますように、府内6カ所程度で9月以降、9月の下旬を開始目途にしているのですけれども、9月以降で実施をしてまいりたいと考えております。

一方、その左側の給食食材というカテゴリーでございますけれども、これにつきましては、京都府学校給食会というところがございまして、その米を中心に、学校給食に提供される前段階で検査をしようというものでございまして、こちらの部分については、京都府の独自事業として、あわ

せて実施をしていきたいということでございます。

いずれにいたしましても、この事業は国庫事業の関係がありまして、実施方法の詳細、これにつきましては専門家が参加いただく調査委員会というのを立ち上げて、その中で専門家の意見を伺い決定していくこととされております。現在、その専門家とアポイントもとりながら、具体的な方法を含めた調査委員会の設置に向けて作業を進めているところでございます。

説明としては以上でございます。

(事務局)

次に資料5、生活衛生課のほうでございますが、平成25年度の食品の検査計画を策定するに当たって、委員の皆様からご意見をいただきたいという事項でございます。

これは、食品衛生法第24条の規定によりまして、毎年食品衛生監視指導計画、行動計画の中にも入っておりますけれども、この計画を策定することになっております。この計画の中に食品の検査のことについても記述をすることになっておりまして、食品等の収去検査計画を策定しているところでございます。この検査につきましては、通常の検査、それから先ほどご説明いたしました、食中毒発生時に緊急で行う緊急検査、そして夏期や年末に一斉取り締まりを行う時の集中検査と、この3種類を収去検査として行っているところでございます。

この通常の検査につきまして、食の安心・安全審議会に毎年ご意見を委員の皆さんから伺いながら、計画の素案を作成いたしまして、そしてまた消費者団体との意見交換会を経て審議会にご報告して、そして年度末に検査計画を盛り込んだ監視指導計画を策定しているところでございます。昨年度に引き続きまして、こういった通常検査についての食品の種類とかあるいは検査項目、そしてまた検体数などについてのご意見をお伺いしたいと思っております。9月28日までをお願いをしたいと思います。

検査の目的などにつきましては、次のページに書いておりますように、放射性物質や残留農薬、食品添加物などについての検査を行って、安心・安全の確保をしているところでございます。収去する機関は7つの保健所、そして検査機関は保健環境研究所と3つの拠点保健所が行っております。

24年度の様でございますが、750検体の検査につきまして、7月末現在で進捗率33%、放射性物質については42%ということで、順調に検査を実施しているところでございます。24年度の検査につきましては、3ページの次のA3の表に上げさせていただいております。

放射性物質、残留農薬、動物用医薬品等、7つの区分でそれぞれ検査を実施しております。例えば放射性物質ですと放射性セシウムについて、流通食品は200検体、牛肉は100検体行っておりますし、実施機関は一番右側書いております。こういった形で24年度、それぞれの事項について検査を行っております。これは、前回審議会の方でご意見をいただきまして、そのご意見を踏まえまして作成したところでございます。特に(3)の、最近ですと、惣菜、弁当、こういった食中毒の発生しやすいものについての検査とか、(4)の成分規格のところでは、昨年富山で発生した生食用食肉の事件の関係で、こういったものについても検査を5検体実施することにしておりますし、それから組み換え遺伝子のところについては、新たに規制が設けられましたパパイヤ、そして防カビ剤についても、規制されたフルジオキシニルについての検査を行ったところでございます。

また、2ページから3ページのところに、食品等の意見について、1から4について枠を設けておりますので、皆様からご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

最後、資料6でございまして、食品表示に係る国の動きでございまして。

食品表示に係る法律ということで、JAS法、食品衛生法、健康増進法とあって、大きく3つあるのですけれども、その一元化ということで、国において昨年12回の検討会が開催されまして、その最終報告書がまとめられたということでございまして。新聞記事が2枚付いていますが、3ページの真ん中あたりをお願いします。

今後、この報告書に基づきまして、国において法律を作成し、来年通常国会に提出予定ということでございまして。報告書の中身でございましてけれども、四角囲みにしておりますように、3点主な項目として挙げておられます。第1点目が、栄養表示が義務化されたということでございまして、これについては、製造業者での対応にしばらく時間がかかるということで、5年以内と経過措置が見込まれております。2番目としては、文字を大きくするなどにより表示を見やすくする、アレルギー物質の表示を充実させるというようなことが盛り込まれております。他に検討されました、加工食品への原料原産地の表示の義務づけなどにつきましては、今後の検討課題という扱いになったというものでございまして。

報告事項としては以上です。

(会長)

報告事項について、ご質問がありましたら。

無ければ、催し物があるので紹介していただきたいと思います。

(事務局)

食品中の放射性物質について考えるというフォーラムを9月11日に開催いたしますという資料です。そのうしろ、2枚めくっていただいて、きょうの「食」まなび塾ということで、宇治茶とか湯葉とか牛乳とか、それぞれ府内の生産者あるいは製造業者さんが、安心・安全に気をつけて頑張っていることについて、実際に府民にお話を聞いていただくという企画を用意しておりますので、参考までにご紹介いたします。

それから、最後に別刷りの1枚ものでございます。先ほど行動計画ということでいろいろご意見をいただきましたけれども、まだあるようでございましたら、1枚ものの用紙をつけておりますので、来週8月28日火曜日までに、これに書いていただいて、ファクスなりメールで意見をいただいたら、また参考にさせていただきますので、よろしくお願いします。

もう一つ、配らせていただいたのは、この審議で専門部会を設けております。その専門部会で、放射性物質の関係につきまして、去年から3名の先生方お願いしております。そのうちのお一人、京都大学の名誉教授の内海先生が今年に入ってから講演された記録を先日いただきましたので、情報提供ということで参考までにお配りさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、司会はこれで終わって、事務局の方へお返しいたします。